

こども家庭庁 成育局

保育政策課

御中

2024年9月26日

一般社団法人 全国保育連盟

理事長 坂井 徹

要望書

平素より、当法人の活動に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当法人は子育て支援事業者として、認可保育園・学童保育所等を運営しており、こどもたちの健全な成長と福祉の向上に努めております。現在、現場での経験を通じて、以下の7課題の是正に長年にわたり取り組んでおりますが、解決できておりません。どうか早急な解決に向けた具体的な施策の実施を要望いたします。

1. 社会福祉法人会計の適用について

保育所は社会福祉法人による運営を前提とした制度設計となっているため、株式会社をはじめ、社会福祉法人以外の法人にとっては、多くの公平性を欠く状況があります。特に実態として、社会福祉法人会計基準による計算書類作成が義務付けられていること、企業会計の概念にはない積立資産の取り扱い等です。保育所の設置主体制限が撤廃され、株式会社参入が始まってから25年になります。一日でも早く社会福祉法人会計適用の撤廃のため、こども家庭庁通達等の配布を要望いたします。

2. 会計監査人による監査について

幼稚園・こども園に限っては、公認会計士又は監査法人等の会計監査人による監査を受ける場合には、外部監査加算が適用され、市区町村等の自治体による監査を省略できることとされています。会計監査は毎年事業者・市区町村等の自治体、双方にとって大きな負担でもあります。保育園でも外部監査を受けている法人には、市区町村による負担軽減が図れるよう、こども家庭庁の指導を要望いたします。

3. 保育士等の人材紹介に関する規制について

待機児童問題は解消されつつある中、保育人材確保は、依然として難航しています。養成校新卒者であっても、人材紹介会社へ登録を行うことが一般的になり、人材紹介会社を介さない求人は困難になっています。当然これらの費用は、公定価格等で措置されていないため、人材確保にかかる異常な費用は、経営を圧迫するだけでなく、こどもたちの健全な育成に資する財源が流出しているとも言えます。このような状況を打開するため、保育士・栄養士・学童支援員等、子育て事業に従事する資格者の紹介料金の上限を設定する、または紹介料率に上限を設ける等の規制に、こども家庭庁が指導を要望

いたします。

4. 認可外（事業所内・病院内）保育施設への支援について

「企業主導型保育事業」の支援制度を活用した施設には、処遇改善補助が充当され、一部の「認可外保育施設」にも、一定の支援がなされはじめたところではありますが、「新制度における補助を受ける施設」および「企業主導型の認定を受けた施設」以外の「認可外保育施設（事業所内・病院内）」を運営する事業主体は、同等程度の支援を受けることができず、保育人員の確保のための給与改善費を自前で捻出しなければならず、事業そのものの継続が危ぶまれる状態となっています。

数年来の保育士不足による、保育事業全容の困窮原因のひとつとして、「認可＞認可外の給与格差」があり、また、「企業主導型保育事業」の支援制度を活用した施設への処遇改善補助が充当されことで、さらなる人員流出が起これ、その恩恵を受けない「認可外保育施設」は、人材の安定確保のために、給与条件の過当競争に陥り、保育の継続性、安全な保育環境の悪化を招き、利用者の利益も損なうという、国の本来の目的とは逆行する現象が各地域で起こっている状況にあります。

国の施策の本来目的を援けるために「認可・認可外問わず格差のない処遇改善補助」を要望いたします。

5. 保育所における外国人材活用について

日本の現在の入国管理制度では、保育所などにおいて外国人材を保育従事者として雇用、活用することは、「永住権者」、「日本人の配偶者」、「永住者の配偶者」などの在留資格を保有する定住外国人においてのみ認められており、日本で保育に従事することを目的として外国人材が新たな在留資格を得ることはできません。

保育所などにおいて外国人材を保育従事者として雇用して活用することは、言語や生活習慣、文化的背景等が共通であれば、深い理解に基づくきめ細やかな対応が可能であり、有効な方策となりうると考えます。

介護や特定技能などと違って、保育士の職務内容に対応する在留資格は存在しないため、現在、外国人が保育士として日本で継続的に働き続けるためには、「永住権者」、「日本人の配偶者」、「永住者の配偶者」などの在留資格を保有する必要があります。保育所内での語学講師であれば、「技術・人文知識・国際業務」で在留資格を取得できますが、この場合は保育士の業務には従事できません。上記を踏まえ、外国人材が保育士として働ける在留資格の新設を要望いたします。

6. 令和6年度人事院勧告分改定に伴う保育公定価格の改定率の見通しについて

令和6年8月8日に、国家公務員の給与水準を常勤の民間企業従業員の給与水準と均衡させる目的で令和6年の人事院勧告が発表されました。

令和6年度については民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップとなっています。

月給) 行政職俸給表(一)平均改定率→1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、
全体 3.0%

ボーナス) 年間+0.1月分

この国家公務員の人事院勧告の内容を下敷きにして、年末にかけて保育の公定価格における「人件費改定分に係る改定率(いわゆる人勧分)」が話し合われて、決定する事を承知しておりますが、令和6年の人事院勧告が大幅に改定されている背景も踏まえ、現時点での令和6年度の公定価格における改定率の見通しをご教示頂ければ幸いです。

7. 保育所等改修費等支援事業を活用した大規模修繕事業について

保育所等改修費等支援事業は、厚生労働省が交付している保育対策総合支援事業費補助金の予算範囲内で規定されている補助事業です。この事業を活用して老朽化した保育施設の改修や保育の質向上につなげています。

その補助金割合は、概ね国 1/2・市町村 1/4・設置主体 1/4 となっています。しかしながら、自治体によってはその対応に対して大きな差異が生じています。自治体それぞれの方針により、補助金交付要綱に基づき等分の補助金を出す自治体から、設置主体の概算要求を認めない自治体が存在します。

すべての自治体で、保育所等修繕費等支援事業を活用した“大規模修繕”の実施ができるよう国からの強い指導を要望いたします。